

働くお母さんの子育て

働くことも、子どもを育てることも、ともにとても人間らしいおこないだから…



大昭和製紙(株)富士工場の製品検査課に勤める渡辺みどりさん(25)は昭和五十二年入社、今年で勤続八年目を迎えました。

昨年八月に待望の赤ちゃんを出産しましたが、この時、産前産後休暇の他に、三ヶ月あまりの育児休業を取りました。最高一年半の育児休業が取れることにはなっているようですが、大体の人は三ヶ月から半年位で職場に復帰しているようです。

育児休業を体験する

☆女子の雇用労働者の数は今や1,408万人、この内68.5%は既婚者である。保育園があるとは言え、核家族の女子労働者にとっては、育児休業制度の有無が仕事の継続を左右するケースも少なくない☆

みどりさんの場合は、同じ富士市内に住んでいるお義母さんが、赤ちゃんをみてくれることになったことや、一月というきりのいい時期ということで、三ヶ月余りの短い育児休業ということになったそうです。

それでも、赤ちゃんが双子であったこともあり、この時期育児に全力投球できたのは、育児休業のおかげだし、とても貴重な時間でしたと振り返っていました。

職場に復帰する頃までには、赤ちゃんは首もすわり、車でおばあちゃんの所へ預けに行くにも一応安心だったから、と言います。

現在は、赤ちゃんも満一歳の誕生日を迎え、最も手のかかるさかりです。育児には、お父さんもとてつ協力のことですが、それでも、家事・育児と仕事と、ひとりでも何でもやりこなさなくてはなりません。でもみどりさんは気持ちとしては、仕事はすつと、定年まで、続けてゆきたいと言います。

今は大変だけれども、子どもが自分の手から離れた時のことも考えますし、何よりも、働き続けることが将来の、家族の経済的な基盤をしっかりとしたものにすると思いますから、と決意は明確です。

彼女がいきいきと仕事に精を出すことができるのは、自身の努力や家族の協力もありますが、製品検査という熟練を要する職場で、会社になくはない人材になりつつあるということも見逃ができません。

また、この会社では、育児休業制度の他にも、年休以外に月一回、それぞれがPTAなど必要な時に休める指定休という休日の制度を設けているなど、女性にとって働きやすい職場環境となっている点も注目に値します。

「インタヴューアー・

編集員 小松寿々代」



学童保育を考える

子どもの存在と主婦の就業

57年の「就業構造基本調査」で有配偶女子（非主婦）の有業率を末子の年齢階級別にみると、0～5歳の乳幼児がいる場合39.3%、6～11歳の小学生56.9%、12～14歳の中学生63.75%となっており、前回（54年）調査と比較すると、いずれの場合も有業率は上昇しています。

保育園には二百万人の子とも達が

5歳以下の子ともを持つ母親が就業している場合の子どもの保育には、全体の49.2%が保育園を利用しています。（「青少年と家庭に関する国際比較調査」57年総理府）全国には、公立・民営（認可）合わせて、二万二千七百か所の保育園があり、約二百万人の子とも達が在籍しています。

就学後の留守家庭児童の保育は

学童保育は、共働きや片親家庭の小学生（中低学年）が放課後や春・夏・冬の長期休暇を、健康で安全に、のびのびとすごすことができるようにという父母の願いか

ら、地域の実情に応じていろいろな形で試みられています。

小学校でも四年からはクラブ活動などが始まり、下校はだいぶ遅くなりますが、三年生までは、二～三時頃には帰宅するのが普通です。夕方家の人が帰ってくるまでの二～三時間が、子ども達にとっては大変な空白の時間となってしまうのにも限りません。

青少年非行の低年齢化が指摘される中で、末子小学生を持つ母親の56.9%が就業しているという現状は、何らかの対策を考えざるを得ない段階と言えないでしょうか。

沼津・あしたかホームと愛鷹小のころみ

沼津市では、今年四月から、社会福祉法人・特別養護老人ホームあしたかホームの協力を得て、同ホームの近くにある愛鷹小学校に通う留守家庭児童のための学童保育がスタートしました。

同ホームには、現在常時介護を必要とする65歳以上のお年寄り99人が入居していますが、石川理事長の、地域と一体となった老人福祉を、という考え方と地元町内会の要望が合致して実現したものです。ここでは、教育委員会から派遣されている二人の指導員が、一

年生～四年生まで33人の子とも達の指導にあたっています。

特に長い夏休み中は、しっかりとした日課をたてて、学習から自分達の使うへやのそうじまで、小さい子も大きい子も、協力し合って過ごしていました。

ホームでは、毎月一回の誕生会や体操の時間などに、老人と子ども達との交流を図ったりしながら、子どもと老人そして地域全体の福祉向上につなげたい、と積極的な姿勢です。



（あしたかホームの子ともたち）

各地でいろいろなころみ

産業構造の変化という大きな社会変動を背景として、核家族化が進み、同時に婦人の雇用労働者は増え続けて現在では全雇用労働者の1/2を超え、日本経済を支える大きな力となっています。これに就いて、働く母親を持つ子ども達もふえています。こうした状況に対応した家族―社会のあり方に、明確な方向性が示されていないのが現状です。

各地で行われているいろいろな形の学童保育は、施設や運営面でさまざまな苦労をかかえながら、それぞれの経緯と必要性から生まれたものがほとんどです。

アメリカのデイケアセンターや西ドイツのキンダーホルツ及びキングダーハイムなど各国とも、次代になう子どもたちの育成には、官民力を合せて知恵をしばっています。今、多くの働く母親達は、保育所行政の次なるステップとして、学童の保育に対する強いニーズを感じています。

二十一世紀の高齢化社会を支えることになる子ども達の健全な育成は社会全体の願いでもあります。実情的確かな握と同時に、新しい時代に対応した社会・行政のシステムが求められています。

新しい主婦像を求めて

結婚後は家庭に入り、夫に任せ、家事と育児に専念するといふ、伝統的な日本の主婦像が、今、大きく変化しています

女性をめぐる変化の潮流

その変化の主なものとして、まず就労婦人の著しい増加があります。本県の場合、配偶者のある女性五人のうち三人が何らかの形で働いており（有配偶女子の有業率59・2%、57年）、今や専業主婦は少数派になっている状況です。

さらに、地域活動や学習、ボランティア活動への参加など、あらゆる分野に女性が積極的に進出しています。

末子就学後の人生が四十三年余と長くなった女性のライフサイクルの変化、家事労働の減少による余暇時間の増加、パートタイマーを中心とした女子労働力に対する需要の増大、保育環境の整備や家事・育児の一部の外部化など婦人の社会進出を促した要因はいろいろありますが、これらの要因は婦人の社会進出を今後いっそう進める方向で作用するものと考えられます。

これからの主婦像

多様な選択肢のなかで

これからの主婦の生き方としてまず大切なことは、夫と子ども中心という発想を転換して、自分自身の生活目標を持ち、その実現を図ろうとする主体的な生き方をすることです。今や女性の活躍の場は広がり、主婦にとっても生き方の選択肢は多様で、人それぞれの生き方を具体的なビジョンとして描くことのできる時代が来ています。

経済的自立

多様な生き方があるなかで、「就労」を選ぶ主婦はますます多くなるものと考えられますが、その際大切なことは、「就労」を主婦自身の経済的自立の方策として考える観点に立つことです。働くことが夫の収入不足を補う手段や余暇活用の方法の一つとしてしか考えられないようでは、主婦の自立はむずかしいでしょう。

今、企業の女性労働へのニーズは、少数のキャリアアウーマンと多数のパートタイマーの両極に分化しています。働く主婦が職業人としての自覚と実力を持たないと、安価で手軽な労働力としての評価と待遇しか与えられず、主婦の経済的自立を妨げることになります。

ません。遅刻をしても家庭のことで大目に見てもらえるだろうなどという甘えを排し、職業人として働く姿勢を貫くことが強く望まれます。同時に、女性独自の能力や視点を職場で活かすことが期待されています。

主婦にとって仕事と家庭は二者択一の選択肢ではなくなりつつあります。両立を前提とし、それを実現するための努力と工夫が今後いっそう必要になるでしょう。

家庭にあっても

一方、いわゆる専業主婦の生き方はどうでしょうか。一日の大半を家庭で過ごす専業主婦の生活は、ともすれば家事と育児に埋没がちです。しかし、働く主婦に比べれば時間にはゆとりがあります。

地域活動への参加や学習、あるいは就職に備える訓練など、明確な目的を持って意欲的な生活をすれば、その人の生き方は広がり、深まるのではないのでしょうか。

ともに地域をささえ、家庭をささえる

専業主婦にとっては経済的自立が、働く主婦にとっては家庭と職業との両立が、今後とも変わらない大きな課題です。

地域でも両者が手を携えて活動することが大切ですが、自治会や

婦人会などの活動が専業主婦や営業主婦の参加を前提として行われている慣行を改め、共働き主婦も含めて活動することが可能になれば、地域において主婦はこれまで以上に大きな役割を果たすことができるでしょう。

身近なところから意識を変えて

最後に、家庭では夫にも家事を分担してもらうなど、男性の積極的な協力を求めることによって、社会に根強く残っている性別役割分業観を徐々に改めていくことが主婦の社会進出を促す上でのキーポイントであることも忘れてはなりません。

主婦をとりまく状況は大きく変化しています。しかし、家庭が憩いの場であり、家族同士の心くばりと楽しい語らいの中で子どもが健やかに育つという基本に変りはありません。変らない部分を大切にしながら、新しい主婦像を一人一人自分なりに描いてみてください。





海外スポット

通算十年という長い海外生活の後、帰国して一番気にかかることは日本の子ども達の置かれている環境です。長男はアメリカで生まれ、一才二カ月で帰国して三年間日本で幼児期を過ごした後、また五才から十才までオーストラリアで育ちました。

オーストラリアの小学校生活

息子が通ったイーデン小学校は生徒数約四百名のどちらかと言えば小規模な学校でしたが、広々とした環境で設備もよく整っていました。スクールバスも完備され、バスが通らない地区から通学している子ども達は、かなり安全と思われる所からでも親が車で送迎をしていました。

教材——先生が作ったプリント

がテキストでいわゆる教科書は使わない——やノート類はすべて支給され、学校に置いて帰るので、通学はほとんど手ぶらか、軽いケースを持つだけです。このケースの中には、筆箱、宿題ノート一冊、十一時十五分に食べることになっているブレイン・チ用ビスケット、オーダー袋(給食を注文する紙袋)ぐらいで、殆どカラッポです。その紙袋には、ミートパイ20セント、サンドイッチ20セント、ソーセー

ジロール15セントといった具合に昼食の品名と値段が印刷されており、リンゴ・バナナ・パンの耳、干ぶどう・ミルクなどまで含まれています。自分がその日に食べたい物にするしをつけてお金を入れて持ってゆくと、お昼には注文した品が教室に届くしくみです。

子ども達は雨降りの日以外は、教室の外のどこで昼食を食べてもよく、校庭の大木の根元に置かれ

オーストラリアで子どもを育てて

十のびのびと恵まれた子どもたち十

太田 美恵子



た木製のベンチや芝生の上で昼食をとったりします。毎日楽しいピクニックをしているような気分です。勿論、家からお弁当を持って行ってもいいし、許可をとれば、家に戻っておひるをすませてきてもいいのです。このような昼食のとり方は、子ども達にも親にも負担感が軽くて楽です。

日本との違いに驚く
帰国してまずびっくりしたのは

日本の子ども達の通学時の荷物の多さです。歩道も十分ではない危険な道で、あんなに荷物を持っていたのでは、急に車が出て来たら避けることも難しいでしょう。

一般的にはスクールバスなどとも論外だし、親の車での送迎も子どもの自立心を損うなどの理由で眉をひそめられてしまいます。せっかく給食があっても給食袋など持ち物をふやす原因になってしまっ

ています。大人達の都合で子どもにしわ寄せがいつていないでしうか。今一度子ども達の安全を考えてみてあげる必要があります。

帰国子女問題に悩む

日本社会の国際化が進む中で、海外生活を余儀なくされる幼ない子ども達も増えていきます。帰国子女の問題は、最近やっと一つの社会問題と認識されるようになりつつありますが、日本社会へのスム

ーズな軟着陸には、いまだに家族あげて大奮闘しなければなりません。特に地方では、公的な手助けはほとんどなく、ただ／＼本人の努力に任ざれているというのが現状ではないでしょうか。

息子の場合、小学校四年で帰国した時には、あい／＼おも忘れてしまった状態で普通の小学校に入りました。国語は百点満点中3点という状態からのスタートでした。

幸い今春県立高校に入学しましたが、中には不幸にも日本の学校に順応できずに、再び海外の学校に留学させている友人家族の例もあり、同じような苦労話を聞くたびに胸が痛みます。

私自身は、息子に心の中で「よく頑張ったわね、貴方ひとりに苦労を押しつけてしまつてごめんね」と何度もつぶやいたものでした。

同時に、日本に來ている外国人の方々の手助けをする機会などもあつて感じるのですが、こうした問題への社会的な対応にもう少し心の通った配慮がほしいものです。

筆者

県立富士高出身、夫の海外勤務に同行して、アメリカに4年半、オーストラリアに5年半くらゐ。一男一女の母、静岡市在住



中部地域会議（8月1日・婦人会館）

「婦人のための

県計画策定委員会

婦人の問題を考える

中部地域会議開かれる

去る八月一日、県婦人会館で、「私たちの声を婦人のための県計画へ」をテーマに、婦人の問題を考える中部地域会議が開かれました。

これは、婦人のための静岡県計画の策定にあたって、広く婦人の声を聴き、計画策定委員を交えて皆で婦人を取りまくさまざまな問題を話し合い、同時に、この計画策定をひとりでも多くの人に知ってもらうために開かれたものです。猛暑の中、会場には県中部各地から、婦人問題に関心を持つ婦人たちが約百二十名が集まりました。

まず全体会では、計画策定委員会の三つの部会長からそれぞれ提言があり、その後、「教育と社会参加」「労働と健康」「家庭と福祉」の分科会に分かれて話し合いが持たれました。

分科会では、婦人が日頃の生活の中で感じている悩みや問題が活発に出され、策定委員会に対して数多くの意見や要望が出されました。県計画を実効性の高いものにするためには、本県婦人の実情に即

し、さらに婦人自身の共感や、県の協力が得られる内容でなくてはなりません。その認識のもとに地域会議の運営には婦人の力が大いに生かされ、限られた時間をフルに使って議論がかわされました。今後、西部と東部でも同じ趣旨で開かれることになっています。

これらの会議で話し合われた内容や策定委員会の進捗状況については、次号以下で詳しく載せていきます。

〈地域会議に参加して〉

婦人を取りまく問題は、実に多岐にわたる上に、相互に複雑に関連し、又個々の婦人の置かれている状況はそれぞれ異なっています。私が参加した第三分科会では、高齢化社会の到来を反映して、老人と家族の問題に議論が集中しましたが、いずれにしても、解決への道程の険しさを痛感しました。

しかし行政施策として取りくむことが可能な部分については、早急に解決の方向に向けて歩み出してほしいと思いました。

私達一人ひとりの努力が必要なのは言うまでもありませんが、

編集員 新井朱実

今後の地域会議開催予定

西部地域会議

期日 昭和59年11月8日(木)

午後1時から。

場所 掛川市生涯学習センター (掛川市)

東部地域会議

期日 昭和59年11月29日(木)

午後1時から。

場所 静岡県東部総合庁舎 (沼津市)

いずれも県計画策定委員を囲んで分科会方式です。ふるってご参加下さい。

計画策定・

今後のスケジュール

「婦人のための静岡県計画」(仮称)は、昭和70年を目標年次とする十か年計画で、基本構想・基本計画(施策体系・主要施策)で構成されます。

59年度は

- (1) 基礎的な資料の収集
- (2) 現状分析と課題のは握
- (3) 婦人の意見の収集
- (4) 計画骨子のとりまとめ

60年度に

さらに検討を加え、計画書として策定する予定です。

静岡県計画」

が発足

地域会議もスタート



県計画策定委員会（7月26日・たちばな会館）

策定委員さんに抱負を聞く

国連婦人の10年も余すところ一年半、この時に当たって県が婦人のための静岡県計画の策定に着手することは大変時宜を得ている。今後の本県婦人の生き方に影響する大役であるので、責任の重さを痛感していますが、じっくりと県民の意向を汲み取りながらすすめてゆきたい。

富士山から駿河湾にいたる静岡県の特性をいかして、さまざまなファクターを考慮に入れながらまず学習を進める。そして、婦人の持つしつとりとしたやさしさと、うるおいを失わずに、男女平等への道を進めることのできるような県計画にしたいと思っています。

婦人のライフサイクルが大きく変わってきていますから、それぞれのライフステージ毎に広範な婦人の問題をクロスさせて考えていかなければなりません。

本県婦人の実情を明らかにして、机上論に終ることなく実現可能なプランを策定したい。

男女それぞれの特性をいかした県独自の計画にしてゆきたい。特に、女性が健康で、喜びと生きがいを持って働ける就業環境の整備に効果的であるような内容をこめてゆきたいと思っています。

社会の激変に対して、座標を失わないためにも、いまこそ婦人の生活を考え直しておきたい。

全県民的な意識で家庭と福祉を考え、特に、社会の高齢化が進む中で、女性がどう生きていったらいいか真剣に取り組みきたい。



美尾浩子第三部会長



竹内静香第二部会長



中森正純第一部会長



芦川緑副委員長



村尾勇之委員長

婦人のための静岡県計画策定委員会委員名簿 (あいうえお順)

芦川緑(県地域婦人団体連絡会々長) 副委員長 / 池田穂穂(静岡赤十字病院小児科部長) 居城舜子(主婦) / 伊藤智世(県労働組合評議会婦人協議会議長) / 稲本純子(静岡地方同盟婦人協議会議長) / 井堀てる代(民生・児童委員) / 小野田全宏(県ボランティア協会事務局長) / 佐藤和子(主婦・浜松婦人懇話会) / 沢口嘉代子(弁護士) / 竹内静香(県女医会々長) 労働健康部会長 / 知花みゑ(県看護協会々長) / 戸田ゆく(県農協婦人連盟委員長) / 中村雄爾(県議会・環境企業委員長) / 中森正純(静岡女子大学教授) 教育・社会参加部会長 / 錦織淑子(浜松市教育委員) / 原田要三(鈴木自動車工業株式会社人事第一課長) / 美尾浩子(静岡女子大学教授) 家庭・福祉部会長 / 村尾勇之(静岡大学教授) 委員長 / 村松好郎(県保育所連合会々長) 望月智子(主婦) 以上20名

部会の構成と主たるテーマ

第一部会(教育・社会参加)：男女平等を基本とした教育の推進と婦人の社会参加の促進
第二部会(労働・健康)：働く婦人のための条件整備と母子保健の増進
第三部会(家庭・福祉)：家庭生活の安定と福祉の向上